

自由研究発表に関する規定

令和6年11月3日制定

1. 自由研究発表の申し込みについて

- (1) 自由研究発表で発表する研究は、「日本道德教育学会倫理綱領」を遵守したうえで、発表者の責任において研究するものとする。
- (2) 発表の申し込みにあたっては、以下の各号を満たしている必要がある。
 - ア) 自由研究発表は、筆頭・連名を問わず、会員であること。
 - イ) 自由研究発表を申し込む会員は、筆頭・連名を問わず、当該年度の会費を納入していること。
 - ウ) 自由研究発表を申し込む会員は、筆頭・連名を問わず、大会参加申し込みを行い、指定された期日までに大会参加費を納入していること。
- (3) 自由研究発表申し込み後に、やむを得ない理由（急病、災害、交通トラブル等）を除き、発表を辞退することはできない。
- (4) 自由研究発表は、1大会につき1人1回に限る。ただし、連名発表者となる場合は、筆頭発表を含めて、1大会につき2発表までとする。
- (5) 同一研究グループ内で発表者を分散させるなどして複数の発表をする場合、あるいは、同一のテーマ（タイトルを変えても実質上連続したテーマ）である場合、1大会につき2発表までとする。
- (6) 当該発表の研究に対して、研究の計画、実施、考察等において具体的に寄与した者のみが連名発表者となることができる。

2. 要旨集掲載の要旨について

- (1) 要旨集掲載の要旨の様式は、指定された書式に則って執筆する。
- (2) 要旨の記述方法（文献引用法等）について、「日本道德教育学会誌『道德と教育』執筆要領・投稿規定」に即して執筆する。
- (3) 要旨の内容は当日の発表内容と合致するものとする。

3. 発表について

- (1) 大会運営委員会より示された発表時間を厳守し、予定された質疑応答の時間を確保し、質疑応答をするものとする。
- (2) 発表者は、分科会の開始前に分科会会場で司会者と打ち合わせを行うものとする。
- (3) 発表の際には、筆頭・連名発表者は分科会に出席するものとする。
- (4) 筆頭発表者がやむを得ない理由で発表ができなくなった場合、事前に大会運営委員会の承認を得ることで、連名発表者が代行して発表することができる。

4. 自由研究発表の取り消し

- (1) すべての自由研究発表の終了後、上記の諸点に反することが確認された発表は、理事会の議を経て、発表取り消しとする。